

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 役員等職務権限規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

平成 25 年 06 月 11 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）における役員及び管理職が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(会長)

第 2 条 会長（代表理事）は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長（代表理事）の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること。
- (4) 理事会、社員総会その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度、給与制度に関すること。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (12) 役員、委員及び職員の宿泊出張、国外出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (18) 予備費の使用に関すること。
- (19) 予算の流用に関すること。
- (20) 基金に関すること。
- (21) 会費に関すること。
- (22) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (23) 労働契約に関すること。
- (24) 登記に関すること。
- (25) 寄附金の受入に関すること。
- (26) その他法人の重要事項に関すること。

(副会長)

第 3 条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長（代表理事）を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長（代表理事）に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、会長（代表理事）の業務の執行に関わる職務を代行する。

(総務担当理事)

第 4 条 総務担当理事は、会長（代表理事）及び副会長を補佐し、会長（代表理事）の命に従い、この法人の業務を執行する。

2 総務担当理事は、会長（代表理事）及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に関わる職務を代行する。

3 総務担当理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 社員総会、理事会、運営委員会その他の会議に関すること。
- (2) 定款、その他諸規則・規程に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 法務に関すること。
- (7) 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (8) 報酬、給与及び旅費に関すること。
- (9) 情報公開に関すること。
- (10) 点検・評価に関すること。
- (11) その他前各号に準ずる事項。

(財務担当理事)

第 5 条 財務担当理事は、会長（代表理事）及び副会長を補佐し、会長（代表理事）の命に従い、この法人の業務を執行する。

2 財務担当理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算及び決算（月次決算を含む。）に関すること。
- (2) 資金計画の策定及び資金の調達に関すること。
- (3) 1 件当たりの金額が200万円未満の収入及び200万円未満（固定資産については100万円未満）の支出予算の執行に関すること。
- (4) 契約に関すること。
- (5) 財産管理に関すること。
- (6) 資金運用に関すること。
- (7) 寄附の受け入れに関すること。
- (8) 物品調達に関すること。
- (9) その他前各号に準ずる事項。

(事業担当理事)

第 6 条 事業担当理事は、会長（代表理事）及び副会長を補佐し、会長（代表理事）の命に従い、この法人の業務を執行する。

2 事業担当理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 教育学習事業に関すること。

- (2) 人材育成事業に関する事。
- (3) 地域発展事業に関する事。
- (4) 公募型事業に関する事。
- (5) 学生組織に関する事。
- (6) 各種事業への助成に関する事。
- (7) 協賛支援に関する事。
- (8) プロジェクト事業委員会に関する事。
- (9) 企画委員会に関する事。
- (10) その他の公益目的事業に関する事。

(業務担当理事)

第 6 条の 2 業務担当理事は、会長（代表理事）及び副会長を補佐し、会長（代表理事）の命に従い、この法人の業務を執行する。

2 業務担当理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 受託した施設等の管理運営に関する事。
- (2) 受託した施設等の管理運営に関わる委員会に関する事。
- (3) 収益事業及びその他の事業（相互扶助等事業）に関する事。
- (4) その他前各号に準ずる事項。

(事務局長)

第 7 条 事務局長は、会長（代表理事）の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 会長（代表理事）及び業務執行理事から委任された事項。
- (2) 1 件当たりの金額が100万円未満の収入、給料手当等の人件費及び100万円未満の支出予算の執行に関する事。
- (3) 臨時職員の任免に関する事。
- (4) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (5) 職員の通勤手当に関わる確認、決定及び改定に関する事。
- (6) 職員の100kmを超える日帰り出張に関する事。
- (7) 育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関する事。
- (8) 安全、衛生、防災管理に関する事。
- (9) その他他の部に属しない事項の処理に関する事。

(部長)

第 8 条 部長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関する処理計画の立案及び実施に関する事。
- (2) 所属職員に対する業務上の指導及び監督に関する事。
- (3) 所属職員（部長を含む。）の100km以内の日帰り出張に関する事。
- (4) その他所掌事務のうち軽易な事務に関する事。

(チームリーダー)

第 9 条 チームリーダーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関する処理計画の立案及び実施に関する事。
- (2) 部長等の命により、分掌する業務を処理する事。
- (3) チーム職員の休暇及び欠勤の承認に関する事。
- (4) チーム職員の事務分担に関する事。

(5) チーム職員に対する業務上の指導及び監督に関すること。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。